

〔論 文〕

カリフォルニア州における隔離教育の終焉

——メンデス裁判と日系人社会との接点——

賀 川 真 理

I はじめに

2014年、アメリカ合衆国（以下、アメリカ）では連邦最高裁判所が黒人に白人¹⁾と同じ学校へ通学することを認めた1954年5月17日のブラウン対トピカ教育委員会裁判 (*Brown v. Board of Education of Topeka*, 347 U.S. 483, 1954) の判決から、60年目を迎えた。当時、カンザス州、サウスカロライナ州、ヴァージニア州、デラウェア州には隔離学校が設置されていたが、同判決でウォーレン (Earl Warren) 首席判事は、公立学校において白人と有色人種の子供たちを隔離するということは、有色人種の子供たちにとって悪影響をおよぼしているとし、公教育において隔離教育施設は本質的に不平等であると結論付けた²⁾。

この著名な判決の7年前、1947年4月14日にカリフォルニア州の連邦第9巡回控訴裁判所はメンデス対オレンジ郡ウエストミンスター学区裁判 (*Mendez et al v. Westminster School District of Orange County, et al*, 64 F. Supp. 544, S.D. Cal., 1946) の上訴審であるオレンジ郡ウエストミンスター学区対メンデス裁判 (*Westminster School District of Orange County v. Mendez, et al*, 161 F. 2d 774, 9th Cir., 1947) において、学区は国籍もしくはメキシコの家系であることを根拠に隔離することはできないとし、1946年2月18日のマコーミック (Paul J. McCormick) 連邦地方判事による第1審判決を支持する判断が下された³⁾。これがいわゆるメンデス判決である。

当時カリフォルニア州法には、メキシコ人家

系の生徒が隔離学校に行かなければならないとする規定は一切見られなかった。また、1940年の国勢調査でメキシコ系アメリカ人は白人と見做されていたにも係わらず、彼らにメキシコ人学校への入学を強要していた地域があった。

国勢調査によれば、メキシコ人は1910-1930年にかけて約66万人がアメリカに入国したとされるが、実際には100万人を上回っていたとする専門家の指摘もある。1920年代の中頃までに、メキシコ人労働者は南カリフォルニアの柑橘類を栽培する主要な農業労働者となり、その数はカリフォルニア州における全農業労働者のうち、約3分の2を占めるようになっていた。そして1930年までに、メキシコ人は南西部の収穫物の80パーセント以上に携わるようになった⁴⁾。

メンデス裁判の舞台である同州オレンジ郡では、第二次世界大戦まではメキシコ系アメリカ人の80パーセント以上がメキシカン・スクールと呼ばれる隔離学校に通学していた。このように当時アメリカ南西部では、メキシコ系アメリカ人の子供たちと白人の子供たちを別々の学校で教育することがあったほか、レストランやプール、公園、トイレといった公共施設でさえも、日常茶飯事的に区別されたり立ち入りを制限されたりしていた。彼らは、「メキシコ系アメリカ人の子供たちが保持するラテン系の苗字から、英語力がほとんどあるいはまったくないと推定⁵⁾」され、隔離されたのである。

ところで本論文は、執筆者が2008年10月に客員研究員としてカリフォルニア大学ロサンゼルス校に滞在中に受講していたハロ博

士(Dr. Carlos Manuel Haro)の授業に、メンデス裁判の当事者で1946年の第1審判決当時9歳であったシルヴィア・メンデス(Sylvia Mendez)氏(以下、シルヴィア氏)がゲスト・スピーカーとして来られたことが契機となっている。その際に、「(日系人の)ムネミツ家が訴訟費用を出してくれたおかげで裁判ができた⁶⁾。」と話されたことが印象に残り、また日本人である執筆者に対してとても親しみを持って接して下さったことから、同裁判と日系人社会との接点を探ろうとしたことに着想の原点がある。

そこで本論文では、まずメンデス裁判の重要性について述べた後、メンデス家がカリフォルニア州オレンジ郡のウエストミンスターに移り住む直接的な理由となった日系人の強制収容とその影響について検証し、さらにカリフォルニア州においてメキシコ人たちが隔離学校に通学させられるようになる以前までの、同地における隔離教育の歴史的な流れを把握した上で、メンデス裁判に至る背景と日系人社会との接点について考察することとする。

II メンデス裁判の重要性

メンデス裁判とは、カリフォルニア州オレンジ郡にある4つの学区を代表して、シルヴィア氏の父ら5人とその子供たちが原告となり、メキシコ人およびメキシコ系アメリカ人らを白人と同じ学校に入れるよう求めた集団訴訟である。

メキシコ人およびメキシコ系アメリカ人らに対する隔離教育を否定したメンデス判決により、それまでの不合理的「事実上の隔離(de facto segregation)」が撤廃されることになり、カリフォルニア州内のメキシコ出身者を含むラティーノの子どもたち約5000人に対する統合教育が認められることになったが、その恩恵は彼らだけにとどまらなかった。

のちにブラウン判決を下すことになる共和党のウォーレン同州知事(第30代、1943-1953年)⁷⁾は、メンデス裁判に対する判決が下った

約2ヶ月後の1947年6月14日に、それまで同州の教育法によって日本人、中国人、インディアンに対する隔離教育を認めてきた規定を無効とするアンダーソン法案(the Anderson Bill)⁸⁾に署名し、州政治における画期的な転換点をもたらした。これにより、州法上は隔離学校が存在する場合には同校に行くよう規定されていた日系人らも、正式に白人と同じ学校に通学することが認められようになった。すなわち、同判決が学校教育における「法律による差別(de jure segregation)」を廃止する直接的なきっかけともなったのである。

その点においてメンデス判決は、1896年に連邦最高裁判所がプレッシー対ファガソン裁判(*Plessy v. Ferguson*, 163 U.S. 537, 1896)で、主としてアメリカ南部で行われていた「分離すれども平等(Separate but Equal)」という原則を是認し、人種を基準とした政策が公然と行われていた慣例を踏襲せず、これを覆すことになるブラウン判決の事実上の先例となったと言える。

ところがメンデス判決はブラウン判決と比べ、長年アメリカ国内においても認知度が低かった。その理由として、同裁判がカリフォルニア州の巡回控訴裁判所で結審し、連邦最高裁判所に上訴されなかったことが考えられる。現にブラウン判決から50年という節目の翌年に当たる2005年でさえ、テキサス大学のヴァレンシア(Richard R. Valencia)教授や同州オレンジ郡のラムルー裁判所(Lamoreaux Justice Center)のアギーレ(Frederick P. Aguirre)上位裁判官は、メンデス裁判のことを知っている者はほとんどいないとそれぞれの論文で記している⁹⁾。

また、メキシコ系アメリカ人の歴史やメキシコ人移民、彼らの政治や教育などとの係わりを扱った著名な書物を紐解いても、カリフォルニア州の学校における隔離教育について専門的に書かれた同州下院議員および同州高等裁判所判事、連邦地方裁判所判事などを歴任したウォーレンバーグ(Charles Wollenberg)氏に

Oct. 2015

カリフォルニア州における隔離教育の終焉

よる1976年の『すべてが故意の速度で—1855-1975年のカリフォルニアの学校における隔離と排斥』¹⁰⁾や、セントメリー大学で政治学を専門とするフローレス(Henry Flores)教授らによって2004年に出版された『メキシコ系アメリカ人と法—団結した人民は決して負けない!』といった専門書¹¹⁾では取り上げられているものの、メンデス裁判について全く触れられていない書物さえあった¹²⁾。

そうした状況を打開することになるひとつのきっかけが、メンデス判決から60年を経た時によく訪れた。2007年4月14日、アメリカ合衆国郵便公社はこれを記念し、「我々の学校における平等を目指して」との説明書きの入った記念切手を発行した。同年10月9日には連邦議会下院、第110議会第1セッションにおいて、テキサス州選出のゴンザレス(Charles A. Gonzalez)議員ら15名が、メンデス判決から60年という節目に当たり、その正当性を確認するために下院決議第721号(H.R. 721)を司法委員会に提出した¹³⁾。

また同年10月22日には、カリフォルニア州選出のソリス(Hilda L. Solis)連邦下院議員が、メンデス裁判での勝訴がブラウン判決の基礎を築いたことや、議会が同裁判に敬意を表することが重要であるとした上で、今日依然としてラティーノの進学率が低いといった教育上の不均衡が見られることから、ゴンザロ・メンデス(Gonzalo Mendez)氏¹⁴⁾(以下、ゴンザロ氏)らメンデス裁判で闘った父親たちのように、アメリカにおける教育上のギャップを縮める闘いを継続しなければならないと議会で演説した¹⁵⁾。

さらに同判決から64年を経た2011年2月15日、メンデス裁判の当事者であったシルヴィア氏は、ホワイトハウスでオバマ(Barack Obama)大統領(第44代、2009年-)から2010年の大統領自由勲章を授与された。これは、第1にメンデス裁判を広く周知させるため、シルヴィア氏が献身的な講演活動を行ってきたことに対し、大統領が敬意を表したことの表れであり、第2にブラウン判決の際には明文化されな

かったが、同判決とメンデス判決との因果関係を大統領が認めた証であると考えられる¹⁶⁾。

実際にこのことと前後して、本の題名もしくは副題にメンデス氏の名前を冠した書物が出版されるようになる。その例として、2010年に刊行されたウッドロー・ウィルソン・センターのストラム(Philippa Strum)首席研究員による著書『メンデス対ウエストミンスター判決—学校における隔離撤廃とメキシコ系アメリカ人の権利』¹⁷⁾や2015年に出されたミシガン州立大学法科大学のパウマン(Kristi L. Bowman)教授編著の『アメリカの公立学校での人種・エスニシティにおける平等の追求—メンデス、ブラウンとその後』¹⁸⁾が挙げられる。

ところでシルヴィア氏自身がメンデス裁判について世間に知らせる必要があると考えるようになったのは、同氏の16歳年下の妹サンドラ・デュラン(Sandra Duran)氏がカリフォルニア州立大学リバーサイド校でチカノ・スタディーズのコースを選択していた際のある出来事が動機となった。サンドラ氏は『メキシコから北』という本を輪読し、そこで偶然にも「メンデス氏の両親であるゴンザロ氏およびフェリタス氏の名前が掲載されたページを目にした」¹⁹⁾。この時、授業ではテキストに目を通す以外、何ら議論されることなく先に進んでしまったばかりか、サンドラ氏が担当教師にその本に書かれているのは自分の両親であると伝えたが、教師はそのことを信じようとしなかったとされる。両親の努力を称賛することもなく、単に「彼らの考えは正しい。」と言われただけであった。

こののち、シルヴィア氏自身もメンデス裁判のことを深く知りたいと考えるようになる。シルヴィア氏は看護師の仕事に従事していたが、看護師長になるため、カリフォルニア州立大学ロサンジェルス校に在籍していた際、学期末におけるレポートのテーマとしてこれを選ぶことにした²⁰⁾。その際、妹が自分たちの歴史を知るための授業において、メンデス裁判の重要性に触れられないまま終わってしまったこともあ

り、母にメンデス裁判のことをもっと世間に知らせる必要があると伝え、それ以後本格的な講演活動がはじまったのである²¹⁾。

Ⅲ 第二次世界大戦下における日系人の強制移住とメンデス家

シルヴィア氏の記憶によると、父ゴンサロ氏は6歳の頃、メキシコのチワワ州からアメリカに渡り、オレンジ郡のウエストミンスターに住むようになり、そこで学校に通いはじめた。父が5年生になった時、家計が苦しくなったため、父は畑で働かなくてはならなくなり、そこでトマトや唐辛子の収穫をしていた。

母フェリシタス(Felicitas)氏は、プエルトリコ出身である。プエルトリコ出身者の多くは、ニューヨークやマイアミに行く傾向があったが、フェリシタス氏の父は、はるばるカリフォルニアまで向かい、当時住む場所が制限されバリオと呼ばれていた、メキシコ人が多く住むウエストミンスターの居住区に住むことにし、そこでゴンサレス氏と出会った。

メンデス夫妻はその後何年もの間、農夫としてブドウやオレンジを摘みながら資金を貯め、やがて人口の密集したカリフォルニア州オレンジ郡の中心であるサンタアナに土地を購入し、そこで居酒屋を営みながら、シルヴィア氏、ジェローム(Jerome)氏、ゴンサロ・ジュニア(Gonzaro Jr.)氏の3人の子供たちと生活をしていた。

その後、一家がウエストミンスター近くの農園に引っ越すことになったのは、1944年の夏であった。シルヴィア氏の父ゴンサロ氏は、長年農園の雇用主になることを夢見ていたが、その機会は突然やって来た。それは、ある日系人の農園を借り受けるという話が持ち上がったことによるが、では一体なぜメンデス家が日系人の土地を賃借することになったのであろうか。それは第二次世界大戦中に日系人が強制収容されたことと、深い関係がある。

1941年12月8日(アメリカ時間の7日)、日

本軍による真珠湾攻撃から日米戦争がはじまるが、これ以後数日のうちに二世のリーダーら200人以上が、アメリカとの戦争に巻き込んだとの嫌疑で検挙された。すべての日本人が所有するカメラ、双眼鏡、短波ラジオが地元の警察によって強制的に供出させられた。その上、軍情報部は西海岸への直接的な攻撃の可能性を見据え、日本人の家系を持つ人々がスパイや破壊工作を行うのではないかとの考えから、厳しい外出禁止令や身分証明書の携帯を課し、日本人の行動を制限するようになった。

さまざまなデマが飛び交うようになり、たとえば「都市部を囲むように存在する日本人が所有する農地は、主要なコミュニケーション、交通、公共施設を妨害するために戦略的に築かれたものである」といったことや、「漁船はスパイ活動をするために置かれている」、あるいは「苺栽培農家は軍事技術を偵察するために、ワシントン州にあるボーイング社の工場近くが選ばれた」とするものさえあった。当時、アメリカに居住する日本人の85パーセント以上が西海岸に居住していたが、彼らの目的について、農地や仕事があったから渡米したのではなく、「日本の侵略を支援するための悪意のある計画である」として非難された²²⁾。

日常生活においても、日系人に対する差別や偏見があちらこちらで見られるようになる。たとえばウエストミンスターにおいては、「私は中国人で、日本人ではない²³⁾」と書かれた紙を持ちながら街中に立っている者がいたほど、あからさまに日本人に対する反感が抱かれていたのではないかと推測される。

そうした中で、カリフォルニア州選出のトラン(John H. Tolan)下院議員は、こういった噂を検証するために設けられた移住に関する国防委員会(以下、トラン委員会)の責任者として、日系人をワシントン州およびオレゴン州の西半分と、カリフォルニア州全域、アリゾナ州の一部を対象とした西部防衛区域から立ち退かせるべきかどうかを決定する目的でヒアリングを開催した。そこで得られた見解は、日系人が

Oct. 2015

カリフォルニア州における隔離教育の終焉

危険分子でないことを証明するのに十分なものであった。

あるアメリカ人農家は、「戦争がはじまって以降、地元の日本人は我々政府に全面的に協力してきた。彼らは農家であり、破壊工作を行うような人物ではない。周知のように、今は農作物を植え付ける時期で、彼らにはそれらを行うことが求められている。」と述べた。別のアメリカ人農家は、「ヤキマ渓谷にいる日本人の多くは、少なくとも25年以上同地に住み続けている。彼らは市民ではないが、それは彼らが市民になることが許されていないからである。彼らは我々の祖先がやって来たのと同様、自由を得られる場所で暮らし、少しでも裕福に、より充実した生活を得るためにアメリカに来たのである。」と語った。トーラン委員会はこれらを受けて、一世も二世も真珠湾攻撃を支援することはなかったと結論付けた。

さらに1929年に二世を差別から守るためにシアトルで結成された全米日系市民協会 (the Japanese American Citizens League, 以下 JACL) は、西部防衛区域に住む日系人全員を立ち退かせ、自発的な移住が要請されるとの計画が噂される中で、「もし国の防衛に役立つのであれば、多くの人々はアメリカ政府が行くよう命じるところに進んで行くであろう」との見解を出した²⁴⁾。

しかし連邦議会では、こうした西海岸に住む日本人に対して何かをすべきであるとの圧力が高まっていた²⁵⁾。1942年2月19日、ルーズヴェルト (Franklin D. Roosevelt) 大統領 (第32代、1933-1945年) は行政命令第9066号を出し、スチムソン (Henry Stimson) 陸軍長官に、軍事的防衛区域を設け、そこから国防にとって脅威と見られる人物を排除し、外出禁止令や連合軍の使用および立ち退きに必要特別な住居に関する権限が付与された。トーラン委員会は1942年3月2日に報告書を提出する予定にしていたが、スチムソン長官によって立ち退きを実行するよう命ぜられたデウィット (John L. DeWitt) 中将は、これを待たずに命令を実施しはじめ

た。

1942年の春、農家を営む人々は銀行が種子や必需品のための資金貸しに消極的になっていたこともあり、農作物を植えるべきかどうかの判断がつかなくなっていたが、実際にはそれを諦めざるを得なかった²⁶⁾。やがてカリフォルニア州、オレゴン州、ワシントン州、そしてアリゾナ州の南半分に住む16分の1以上の日系人の家系を持つ人々すべてが、軍事区域から外に出るよう命令された。当初は自発的な移住が奨励されたが、州境で追い返されるなどのトラブルもあり、最終的には強制的に移住を余儀なくされる。これにより、日系人はまずは集結所に、そして全米に10ヶ所設けられた強制収容所にバスや電車を乗り継いで移住させられることになった。

日系人の中には、アメリカ政府の命令に挑んだ者もいた。日系アメリカ人コレマツ (Fred Korematsu) 氏は、ルーズヴェルト大統領が出した行政命令9066号によって強制収容されたが、抑留を逃れるため、自分はメキシコ系アメリカ人であると主張した。しかし、これがのちに行政命令違反であるとして逮捕され、有罪となる。コレマツ氏は、連邦議会や大統領、そして軍部には強制収容を命ずる資格はなく、また彼は自分の人種に基づいた差別を受けたとして、有罪判決を覆すために訴訟を起こしたが、最終的には1944年12月18日、連邦最高裁判所は強制収容による抑留は国を保護するために必要であるとする政府の主張を支持した (*Korematsu v. United States*, 323 U.S. 214, 1944)。

自分の住み慣れた家を立ち退く際、日系人は両手で持ち運べるもの以外はすべて置いたままにするよう指示された。集結所に向かうまでのごく限られた時間、多くの場合は数日、場合によっては2・3日で荷造りをしなければならなかった。そのため、この短期間に売り払うことができた物は限られていた。

西海岸において組織的な移住が実行に移される段階に入ると、多くの日系人は出発の準備を

するための支援を必要とした。具体的には、連邦準備銀行や農業保全局に、個人の財産や不動産を整理する権限が付与された。農業保全局は約5000人の日本人農家に、農作物の植え付けや収穫の継続を確かめるための調査を行った。また銀行は代理人を立て、11万2000人の対象者のうち、支援を必要とする2万6000人と面接を行ったが、その大部分は政府に対する不信感から、自分自身で調整を試みると回答した。連邦準備局は、財産の売却や貸与についての助言を行ったり、保証はできかねないとしながらも、個人の所有物を政府の倉庫に保存することもできると申し出た。しかし、実際にはその手続きはさずさんで、実行までには時間を要する場合が多く見られた。そのため、政府当局はできるだけ日系人自身の自己資金もしくは日系人コミュニティの民間サービスを利用するよう勧める次第であった²⁷⁾。

さて日本人以外の農家にとって、日系人が所有していた土地が手離されることはチャンスでもあった。彼らは、「貪欲な反応を示し、農園や果樹園としての価値以下の価格での取り引きを申し出た」とされる。こうして強制収容の際に、荒地を長期間にわたる苦勞の末改良し、高い生産性を誇っていた農園や果樹園を売りに出さざるを得ない人々もいた²⁸⁾。

立ち退きを余儀なくされた日系のムネミツ家は、その後、アリゾナ州西部のポストンに送られることになるが、一家は幸いにも銀行家を通じてメンデス家に農園を貸すことができた。メンデス夫妻は、ムネミツ一家が収容されていたポストンに向いて農園を借りる契約を結んだ。そしてその農園でアスパラガスやトウガラシ、トマトなどを栽培し、収入を得ることになった²⁹⁾。

この契約を可能にし、ムネミツ家が農園を手放さずに済んだ数少ない例と成り得たのは、両家の銀行家であったモンロー (Monroe)³⁰⁾氏が仲介役を買って出たことによる。当時日本人は、1913年に制定されたカリフォルニア州法である外国人土地法 (the Alien Land Law in

1913, the Webb-Haney Act) により、市民権を得る資格を持たない外国人が土地を所有もしくは長期にわたる賃借をすることが禁止されていた。そのため、メンデス家に貸すことになったその農園は、ムネミツ家の長男でアメリカ生まれの二世セイコ・リンカーン・ムネミツ (Seiko Lincoln Munemitsu) 氏名義のものであった³¹⁾。

ところで市民権を得る資格を持たない外国人という発想は、中国人移民に向けられた1879年のカリフォルニア州法に見られる。そこには、合衆国民になる資格のない外国人の存在は、州の繁栄にとって危険であることが宣言され、州議会は権限の範囲内であらゆる手段を使ってそうした移民を阻止するとの文言が盛り込まれた³²⁾。

1910年に州労働局によってまとめられた報告では、今後カリフォルニア州の農業が発展するためには日本人労働者の移入が必要であるとされたにも係わらず、カリフォルニア州議会上院ではこれが握り潰され、同年にはカリフォルニア州における選挙を控え、共和党、民主党、社会党の何れもが排斥を促す様相を呈していた。翌1911年にはカリフォルニア州議会において、市民権を得る資格のない外国人による土地所有を禁止する法案が、上院では29対3という圧倒的多数で通過したが、下院ではパナマ運河の開通を記念したサンフランシスコでの万国博覧会に日本が参加しなくなる恐れがあったことから大統領が介入し、否決された。

しかし1913年の外国人土地法は、1918年9月17日のカリフォルニア州民対ハラダ裁判 (*The People of the State of California v. Jukichi Harada, et al.*, 1918) (試訴は1916年12月14日) においてウェッブ (Ulysses S. Webb) 州司法長官自身が認めたように、アメリカ生まれの市民である二世が土地を所有することを妨げることはできなかった。そこで、1920年には同法を補完する形での修正案が可決され (第二次外国人土地法)、たとえ3年未満であっても、市民権を得る資格を持たない外国人が土地を賃借することや一世の子供たちが名義を貸すこと

Oct. 2015

カリフォルニア州における隔離教育の終焉

が禁止された³³⁾。

このように一世の日本人は、帰化による市民権の獲得が認められなかったために、「帰化不能外国人」であるとされ、政治的な進出が遅れるなど様々な制約を受けることになる。それが認められるようになるのは、戦後1952年に移民法が改正され、マッカラン・ウォルター法 (the McCarran-Walter Act of 1952) の成立後のことである³⁴⁾。

ムネミツ家が強制収容された時、長女のアキ・ムネミツ (Aki Munemitsu) 氏 (以下、アキ氏) はウエストミンスターの学校で第3学年を終えようとしていた。メンデス家はムネミツ家の農地と共に住居も借り受け、シルヴィア氏はアキ氏の部屋を使用することになった。両者が初めて出会うのは、その後ムネミツ家が強制収容から解放され、1946年にウエストミンスターに戻ってきてからのことであった。ムネミツ家は戦後約6ヶ月間、引き継ぎなどのためにメンデス家と生活を共にする。そしてメンデス家がサンタアナに戻ってからも二人の友情は続き、今日に至っている³⁵⁾。

Ⅳ カリフォルニア州における隔離教育とメキシコ人学校

メンデス裁判において、連邦第9巡回控訴裁判所は、カリフォルニア州の教育法にある生徒たちへの隔離は、「中国人、日本人、そしてモンゴリアンの家系の子供たち」に対してのみ規定されたものであり、メキシコ系の子供たちに対する隔離学校は備わっていないので、メキシコ人およびメキシコ系アメリカ人生徒を一般の公立学校から隔離するために、彼らをメキシコ人学校に隔離することは違憲であるとの根拠を示した。

ここで指摘された、カリフォルニア州の教育法にある隔離学校に通う必要があるとされていた特定のエスニック・グループは、1947年に同法が取り消されるまで適用されていた、カリフォルニア州教育令第8003条および第8004条

によって規定されていた。すなわち第8003条では、「インディアンの子供たち、中国人、日本人、モンゴリアンを両親に持つ子供たちのための学校：設置」について、学区を管轄する教育委員会は、一部の例外を除くインディアンの子供たち、中国人、日本人、モンゴリアンを両親に持つ子供たちのために、隔離学校を設置することができる」と規定している。

また第8004条では、「インディアンの子供たち、中国人、日本人、モンゴリアンを両親に持つ子供たちのための学校：その他の学校への入学」について、「インディアンの子供たち、中国人、日本人、モンゴリアンを両親に持つ子供たちのための隔離学校が設置された時には、インディアンの子供たち、中国人、日本人、モンゴリアンの家系の子供たちは、他のどの学校に入学することも認められない」と明記している³⁶⁾。

上記の規定に具体的に「日本人」という文言が挿入されたのは、1921年である。1848年にアメリカ領となったカリフォルニアにおける教育史をひも解いてみると、一般の公立学校に入学することを認めず隔離学校への入学を強いた対象が、時代と共にアメリカン・インディアンやアフリカの家系から、中国人、日本人、韓国人などのアジア系に、そして州法上何ら拘束される規定のないメキシコ系の子供たちにまで広げられてきたことがわかる。なかでも中国人に対する差別はあからさまなもので、彼らを一般の公立学校に入学させないために次々と手が打たれた。

このように、特にアジア系に対する差別がカリフォルニアで顕著に見られた背景には、第1に、カリフォルニアが地政学的に見てアジアに近い、アメリカ本土に到着する際の玄関となり、彼らの多くがその周辺に定着する傾向にあったこと、第2に、他のヨーロッパ出身者とは大きく異なる言語、宗教、生活様式といった文化的背景を持っていたために目立ったこと、そして第3に、教育上の問題というよりも、子供たちを白人と同じ公立学校での教育から締め出すことにより、当該エスニック・グループ以

外の労働者らにおける排他的な風潮や優越感を引き出し、時にはこれが政治的に利用されてきたことが挙げられる。

ところで、当初設けられたカリフォルニア州の公立学校制度に関する法律には、人種に関する明白な記述は見られなかった。しかし、州に先駆けてサンフランシスコ市・郡教育委員会は、1854年には有色人種のための学校を開設している。そして州の学校法には、1855年に公立学校に通うことができるのは白人の子供たちだけであるとの趣旨が盛り込まれる。ここから、同制度から非白人を排除しようとする意図が読み取れる³⁷⁾。

公立学校への入学が認められなかったため、1859年8月に中国人の両親30人が、自分たちの子供たちのために小学校を設置してほしいとの請願を教育委員会に提出したが、当初同委員会はその深刻さをまともに受け止めなかった。しかし、中国人に対する公立学校での教育を推奨していたある牧師が、教会内の広い部屋を中国人学校として提供すると申し出たことによって流れが変わり、教育委員会はこれを受け入れることになる。こうして1859年9月に、サンフランシスコのチャイナタウンに中国人のための公立学校が初めて正式に設置されることになった。

ところが実際には、資金難を理由に開校後4ヶ月で閉鎖され、当時の教育長は十分な調査もしないまま、中国人生徒は学習に対する関心がなく、出席率が低いので、公費で中国人学校に資金を提供することに反対するとの立場を表明した。これ以降、中国系アメリカ人コミュニティからの抗議などにより学校は再開されたが、その後も教員やカリキュラムの選考をめぐる、教育委員会と中国人コミュニティとの衝突は続いた。

1860年に州議会を通過した学校法には、隔離学校での教育を受ける対象者として、黒人、中国人、インディアンの家系の子供たちといった特定のマイノリティ・グループが明示された。1865年に州議会に提出され、翌年可決した改正案にはその第57条で、黒人とモンゴリアン、イ

ンディアンの家系の子供たちは公立学校へ入学してはならないとされ、ここで初めて「モンゴリアン」という言葉が盛り込まれることになった。しかし、この時点ではモンゴリアンのための学校は設置されていなかった。

この時期、1868年7月13-18日にかけて、メンデス裁判においても根拠として取り上げられた、いわゆる平等条項を含む合衆国憲法の修正第14条が採択され、施行される運びとなった(15 U. S. Statutes at Large, 709)。同法がその後のアメリカ社会の公正性を争う裁判に与えた影響は、甚大なものとなる。

こののち、1870年4月4日に可決したカリフォルニア州法の以下の3つの規定は、隔離教育のあり方を考える上で非常に重要である。すなわち第53条では、すべての学校はほかに特別な法律がない限り、当該学区に住む5歳から21歳までの白人の子供たち全員に対する入学を認めており、また教育に関する評議会が必要性を認めた場合には、学区外の大人や子供の教育に関しても受け入れる権限を有するとある。

第56条にはアフリカ人の家系とインディアンの子供たちに対する教育には隔離学校が設置されること、教育に関する評議会や教育委員会に対し、少なくとも10人以上の子供たちからの書面による申請があれば、そうした子供たちに隔離学校を設置する用意があること、それ未満の人数の場合には評議会によって、隔離学校もしくは別の形で設置されると規定されている。そして第57条には白人の子供たちの学校に適用されるものと同じ規則や規制が、有色人種の子供たちの学校に適用されるというものである³⁸⁾。

上記の法律に基づくと、カリフォルニア州では白人の子供たちに対する学校教育を施し、アフリカの家系とインディアンの子供たちのためには、必要に応じて隔離学校もしくはそれに準ずるものが白人の学校とは別に用意されることになる。ただしここには中国人に関する規定はなく、この時期において中国人は白人の学校にも、そして隔離学校への入学対象者にさえも認

Oct. 2015

カリフォルニア州における隔離教育の終焉

められていないことがわかる。

中国人家系の子供たちが原告となる訴訟も起こされた。1866年に改正された州法の合法性を巡って争われたワード対フラット裁判(*Ward v. Flood*, 48 Cal. 36, 1874)で、1874年にカリフォルニア州最高裁判所は、「白人の子供が通学する小学校から子供を排除することは、教育について同じ設備を提供する隔離学校が、有色人種のための教育を実際に行っている場合を除き、支持できない」との判決を出した³⁹⁾。

しかし、この判決が出たあとの時点において、中国人の子供たちが、実際に一般の公立学校に通学できていたかどうかは疑わしい。なぜならば、アメリカと中国の間には、1868年にアメリカで中国人への公教育を行うことを規定したバーリングゲーム条約(*the Burlingame Treaty*)が定められていたにも係わらず、教育委員会は1871年に中国人学校を閉鎖している。1870年代に入ると、中国人に対する白人コミュニティからの排斥行為が頻繁に見られるようになり、1870年および1872年には1860年の学校法が改正され、前述のように中国系アメリカ人はたとえ隔離学校が設置されていても、その学校にさえ通うことができなくなっていたからである。こうして中国人は、1871年から1885年まで、公立学校制度の中では白人の通う学校からも隔離学校からも排除された⁴⁰⁾。

このような局面を打開することが期待されたのが、1884年に起こされたハリー対テープ裁判(*Tape v. Hurley*, 66 Cal. 473, 1884)である。サンフランシスコ生まれの当時8歳であった中国人の家系を持つテープ(Mamie Tape)氏が、白人の子供たちが通う公立小学校への入学を拒否されたことを争う裁判で、1885年にカリフォルニア州最高裁判所は校長に対し、学童の隔離は教育の機会均等を定めたカリフォルニア州の教育法に違反するとして、少女の入学を許可する判決を下した。

州最高裁判所により隔離教育が否定されたことを受け、カリフォルニア州議会は中国人への隔離教育を継続するため、新たに別の手を打つ

ことにした。それは教育法第10条1662項の改正案を同年中に可決し、「公教育担当長官は、モンゴリアンと中国人家系の子供たちのために隔離学校を設置する権限を有する。この隔離学校が設置された場合、中国人とモンゴリアンの子供たちは他のいかなる学校に入学することも認められない⁴¹⁾」と明文化することであった。

さて、こうした歴史を持つカリフォルニア州に、1882年に連邦議会で制定された中国人排斥法(*the Chinese Exclusion Act*)の制定後に移住しはじめた日本人移民に対し、学校当局はどのような対応をとったのであろうか。日本人を一般の公立学校から排除し、「中国人小学校」への入学のみを許可するとした動きは、早くも1893年6月にサンフランシスコで見られたが、この時は在サンフランシスコ領事や関係者の抗議により実行されなかった。

ところが1906年10月11日には、サンフランシスコ市・郡学務局がカリフォルニア州の教育法第10条第1662項を、すべての中国人、日本人、韓国人の子供たちに適用するとの決議を行った。そして当該の子供たちに対し、決議が出された4日後にあたる翌週の月曜日から、サンフランシスコに1ヶ所しかない東洋人学校⁴²⁾という隔離学校にのみ通学を認めるとされた。

ここで注意しなければならないのは、当時の州法で規定されていたのは「中国人とモンゴリアン」であり、日本人とは明記されていなかったことである。サンフランシスコ市・郡学務局は同法を日本人に適用したことである。決議に従い、日本人学童はやむなく市内にある一般の公立学校から退学を余儀なくされたものの、東洋人学校には通わず自宅待機をする一方で、現地の日本領事や日本政府の抗議を受けた連邦政府が解決に乗り出したことにより、翌1907年3月に決着した。それは、学齢期の日本人学童を復学させる代わりに、ハワイなどを經由してアメリカにやって来る転航者を禁止することによる解決策であった⁴³⁾。ただし、この際ローズヴェルト(Theodore Roosevelt)大統領(第26

代、1901-1909年)が州の教育問題に干渉したとして、現地からは反発の声が強まった。

「ローズヴェルト大統領とタフト(William Howard Taft)大統領(第27代、1909-1913年)は、外交上のバランスを崩すことになるので、州議会が日本人に関する立法行為を見合わせるように政治的な干渉をした⁴⁴⁾」とされるが、1907年1月31日に同州選出連邦議員らから州知事に対して、当面カリフォルニア州議会では日本人に対する立法行為は控えるようにとの要請があり、それを州知事が受け入れていたにも係わらず、1907年2月17日に先の州教育法に「日本人」という文言を具体的に盛り込もうとする提案が州議会上院議員から出された⁴⁵⁾。

1909年には実際にそうした法案が州議会下院を通過することになるが、この時点では知事と下院議長が影響力を行使して州議会議員を説き伏せることに成功した。しかし1913年になると、革新主義者かつ排外主義者であるジョンソン(Hiram Johnson)知事(第23代、1911-1917年)は、日本人という具体的な文言は盛り込まれてはいないものの、事実上日本人にカリフォルニア州の農地を購入させないことを意図した外国人土地法の制定を指示した⁴⁶⁾。これは当時、農業で成功を収めていた日本人に対し、打撃を加えることを狙ったものであった。

さて、1924年の移民法改正(the Immigration Act of 1924, the Johnson-Reed Act)では、アメリカに入国する移民に発給するビザの数を、1890年の国勢調査に基づき割当てることになるが、これにより日本人移民は、事実上アメリカへの入国が不可能となった。そのため、日本人はその後アメリカに定住する傾向が強まる。

たとえば1930年10月にカリフォルニア州の教育省が行った調査によれば、当時同州における17歳以下の人口138万3650人のうち、日系人の子供たちは3万9184人(17歳以下の人口の2.8パーセントをわずかに超えるほど)であった。この割合は、通常は大きな問題とはならず、ましてや当時日系人は州全体に散在していたのではなく、ある特定の場所に集住する傾向に

あった。

具体的に郡全体に占める日本人の割合をみると、サンホアキン郡では約70パーセントと最も集中していて、ロサンジェルス郡は1万3499人(約34パーセント)が、プレイサー郡は約11パーセント、サクラメント郡は約10パーセントであった。こうした一般の人口比とは別に、特定の学校に日本人が集まったケースがあり、その例として、サクラメント郡のリンカーン学校には同市に居住する学齢期の全生徒679人中632人が在籍していたが、このうちの約50パーセント近くを日本人が占めていた。これにより、同校では学校教育における言語、社会的グループ分け、人種間の接触、学校行政において問題が生じたとされる⁴⁷⁾。

州法上、隔離学校が設置されている場合にはそこに行かなければならないとされていた時期に、たとえば上記のサクラメント郡のリンカーン学校のように、日本人の割合がほぼ半分になっていたとしても、いわゆる統合教育が行われていた例もある。すなわち、隔離学校を設置するか否かは費用が掛かることもあり、各学校区の判断に任されていたと考えられる。

この頃、1898年にアメリカの統治下にはいったフィリピンからも、単身赴任で帰国を前提としていた移民たちがやって来るが、現地の学校に通う子供たちは少なく、大きなトラブルになることはなかったとされる⁴⁸⁾。

こうしたアジア系移民のあとにアメリカにやって来たのが、隣国メキシコからの移民である。彼らの中には、1910年のメキシコ革命からの逃亡者や、1924年の移民法で割当ての対象にならなかったこと、また1930年代の大恐慌の際にも大勢の移民がアメリカを目指した。これに伴いメキシコ人移民の子供たちも増加するが、メキシコ人移民の大量流入は、これまで見てきたように、世紀転換期にアメリカン・インディアンやアジア系の子供たちに対する隔離学校の設置を認めたカリフォルニア州教育法の制定以後のことである。そのため同法にはメキシコ人に関する言及はなかったが、メキシコ人やメキ

Oct. 2015

カリフォルニア州における隔離教育の終焉

シコ系アメリカ人の子供たちが増加するにつれて、地元の学校当局としては州が隔離教育を推進しているとの解釈をするようになった。こうしてアメリカ南西部に住むメキシコ人およびメキシコ系アメリカ人の子供たちは、白人の子供たちとは別に設けられたメキシコ人学校に通学することを余儀なくされる。

1920年代中頃までに、メンデス裁判の舞台となるオレンジ郡には15のメキシコ人学校ができた。1927年までにメキシコ人やメキシコ系アメリカ人の子供たちは6万4427人になり、カリフォルニアの公立学校に在籍するすべての子供たちのおよそ10パーセントを占め、オレンジ郡では全生徒の17パーセントを占める2869人となった。

ではそのメキシコ人学校とは、白人の子供たちが通う学校と具体的にはどのように異なるのであろうか。そこでは、一般的に施設面では白人の学校とは平等とは言えない掘立小屋もしくは納屋のような外観で、本や机、学用品においても白人の学校とは違い、しばしば白人の学校で使用された中古で、破れた、時代遅れの本などがあてがわれていた。

授業のカリキュラムも異なり、男子は学校当局が彼らの就くであろう仕事として考えていた低賃金の園芸や靴職人、鍛冶屋といった職業になるための授業であり、女子は裁縫や家事に関する授業を中心に組まれていた。多くのメキシコ人学校の授業時間は7時30分から12時30分までで、その後は子供たちがオレンジやクルミ畑で働けるようになっていた。このような学校に通っていた子供たちの多くは進級できず、次第に退学していく始末であった。さらに校長や教員に支払われる給料は、白人たちが通う学校と比べ、明らかに低かった⁴⁹⁾。

子供たちの学校がこうした厳しい状況に置かれていても、多くの場合、メキシコ系アメリカ人の子供の両親は「日々の生活に追われ」、「政治制度とのつながりがほとんどあるいはまったくなく」、抗議をする手法としての「英語の流暢さに欠ける」といったことから、学校とのコ

ミュニケーションを図り、事態を改善することはたやすいことではなかった⁵⁰⁾。

そのような中で、1931年にオレンジ郡から100マイル南にあるサンディエゴ学区において、メキシコ人たちが立ち上がった。これがレモングローヴ裁判と呼ばれるものである(*Roberto Alvarez v. the Board of Trustees of the Lemon Grove School District, 1931*)。

1930年当時、レモングローヴ学区のレモングローヴ・グラマースクールには75人のメキシコ系アメリカ人がいたが、白人が支配するPTAと地元の商工会議所からの圧力により、彼らのための隔離学校を設置する決断をしたことに端を発する。1931年1月5日には、同校のグリーン(Jerome T. Green)校長が登校してきたメキシコ系アメリカ人の生徒たちに、その日からメキシコ人学校として設置された建物に通学するよう伝えた。この時、すでに彼らの机や椅子、個人の所有物は、移転先の学校に移動してあった。同校はメキシコ人居住区であるバリオに設けられ、中古の教科書と学用品が用意されていた。校舎は木造建築で、すぐにスペイン語で馬小屋を意味する「ラ・カバジェリサ」というあだ名が付けられるほどであった。

これに対し、メキシコ人の両親たちはメキシコ領事を動かして団結して闘う決意を示すと、領事は必要な資金が集まらなかった場合には金銭面での支援と、領事館付の2人の弁護士を付ける約束をした。両親らはサンディエゴ高等裁判所に対し、教育委員会が子供たちを新しい学校に行かせないよう命令を出すことを望んだ。流暢な英語を話す生徒の中からアルヴァレス(Roberto Alvarez)氏が代表として選出され、クラス訴訟が展開された。公聴会でサンディエゴ地区の検事は、問題を抱えている生徒の多くが本来よりも下の学年に在籍し、英語を十分に話すことができないこと、新しい学校には立派なグラウンドがあることなどを指摘した。これに対し、子供たちの家族側の弁護士は、子供たちの多くはアメリカ生まれで英語がうまく話せることを法廷で示し、スペイン語を話せない子

供もいると主張した。

チャンバース (Claude Chambers) 判事は、ひとつのグループとして、すべてのメキシコ人を隔離することは、州法による規定がある場合のみ可能であること、現行の州法ではアジア人の子供たちに対する隔離は認められているが、メキシコ人の子供たちについての規定はないこと、子供たちを隔離することは、メキシコ人の子供たちに対して英語を学ぶ上でも必要な、アメリカ人の子供たちの存在を否定することになるとして、教育委員会に子供たちを元の学校に戻すよう命じた⁵¹⁾。これは、メンデス裁判が起こされる以前に裁判所が学校における人種差別を認めなかったケースとして、重要な事例である。

なお、こののち州議会ではカルピントリア選出のブリス (George R. Bliss) 下院議員が、「分離すれども平等」を論理的根拠とし、ネイティヴ・アメリカンとメキシコ人、アジア人の家系の生徒たちを隔離するための法案を提出した。その際、このブリス法案は下院では通過したが、上院では否決された。立法者である議員らにとってこの結果は、同年に出されたレモンゲローヴ裁判後、白人と見做されていたメキシコ人たちを隔離することの難しさを認識させられるものとなった⁵²⁾。メキシコ人の子供たちを、法律に基づいて隔離学校に入れようとする試みとして、この法案は注目に値する。

カリフォルニアの学校教育では、このように人種とカテゴリーによる差別化が行われていたが、メキシコ人を中心としたラティーノが白人と同じ学校に通うことが認められなかったのは、「貧困と言語により差別され、孤立させられた」からであるとの分析がある⁵³⁾。

V オレンジ郡における隔離教育とメンデス裁判

メンデス家がサンタアナに住んでいた当時、メキシコ系の人々は隔離されていた。シルヴィア氏が幼稚園に入園する際、サンタアナに購入

した家の住所はメキシコ人学校であるフレモント学校との境界にあると言われていたが、実際には白人の学校であるフランクリン学校が家からわずか2ブロックの太平洋岸に位置していた。メンデス家はライトとサードにあり、フランクリンの方が近かったにも係わらず、「ライト側に住んでいるので」フレモントに行くよう指示された。そのため、シルヴィア氏は幼稚園と第1学年をフレモント学校で過ごした。

第二次世界大戦がはじまった頃、父はサンタアナで居酒屋を経営していたが、ある日父と取り引きのある銀行家のモンロー氏に、「メンデスさん、あなたはいつも農家になり、ボスになりたがっていましたが、ボスになるチャンスが来ましたよ。」と言われた。このモンロー氏は、ムネミツ家と取り引きのある銀行家でもあり、そのつながりで彼らがアリゾナ州のキャンプに収容されることになったため、「私は農場を所有している人を知っています。その人はもしそこをだれかに貸さなければ、土地を失うことになるのです。これはあなたにとって絶好の機会です。農場を賃借でき、農家になるいいチャンスです。」と告げたのであった。

父は母と相談した結果、サンタアナの居酒屋は閉じ、家は貸し出し、親戚の住む家の近くでもあるウエストミンスターに引っ越す決断をした。親戚の家はメキシコ人たちの居住区であるオーリーヴ・ストリートにあったが、メンデス家が借りることになったムネミツ家は、ずっと先にあるエドワーズ・ストリートにあり、そこは白人たちの住む場所にあった。ムネミツ家の所有するアスパラガスを栽培していた農園はエドワーズとウエストミンスターにあり、そこもメキシコ人居住区ではなく白人側に位置していた⁵⁴⁾。

さて、メンデス家が農園を借り受けてウエストミンスターに移り住み、子供たちが転校の手続きをする日を迎えた。その日、農園の灌漑設備の整備で忙しかった両親に代わり、農園の手伝いを依頼することになった叔母ヴィダウリー (Sally Vidaurri) 氏が自分の2人の娘アリス

Oct. 2015

カリフォルニア州における隔離教育の終焉

(Alice) 氏とヴァージニア (Virginia) 氏、そしてメンデス家の3人の子供たちと共に、入学手続きをしようと近所の学校を訪れた。そこは、かつて父ゴンサレス氏が通っていたメインスクールである17丁目小学校(通称ウエストミンスター・スクール)に向かった。

その小学校は、シルヴィア氏にとってはとても魅力的に思え、外観は真っ白でグラウンドには雲梯があり、手続きを待つ間、事務室で目にしたのは真新しい教科書であった。彼女はこれまで、新品の教科書を使用したことがなく、いつもページが擦り切れたよれよれのものを使っていたため、その学校に対して、何かこれまでとは違う期待を持ちはじめていた⁵⁵⁾。

入学手続きをする際に対応をした事務職員は、入学を希望する叔母の娘たちには許可を出したが、メンデス家の3人の子供たちはメキシコ人学校であるフーヴァー・スクールに行くよう指示した⁵⁶⁾。ただし、それは面談をした結果ではなく、子供たちの肌の色と苗字を聞いて、そのように判断されたのであった。

当時メキシコ人たちは、彼ら専用のバリオと呼ばれる居住区に住んでおり、オリヴ・ストリートとメイプル・ストリートにあるフーヴァー・スクールに通っていた。メインストリートに住むメキシコ系の子供は、メンデス家の子供たちだけであったことから、学校としては「規則通り」の通告を伝えて済ませようとしたと考えられる。

叔母はメキシコ人と結婚したが、夫の肌の色は薄く、苗字はフランス語のヴィダウリであった。自分の娘たちの髪はブロンズ色で、目は青かった。すなわち外見上は、白人と見做されたのである。一方、叔母の兄弟であるメンデス家の子供たちは同校への通学が認められなかった。

これに対して叔母は感情を抑えて、「この子供たち全員を同じ学校に通わせたい。」と主張したが、事務職員は「規則にないことはできない。」と答えるだけであった。そして、自分の子供たちの入学手続きをすることなくそのまま帰宅し、その経緯をメンデス家の両親に話した。

この時の様子をシルヴィア氏は、叔母は憤りを抑えることなく両親に話をしたが、父は忍耐強く、単なる誤解ではないかと伝えていたと表現している。

そして翌日、父は校長と話をし、自分たちは白人と同じ場所に住んでいるのに、なぜ子供たちをメキシコ人居住区のバリオにある学校に通わさなければならないのかを尋ねることにした。その時校長は、このことはメキシコ人の子供たちはメキシコ人学校に行かなければならないという単なる規則によるものであると告げた。そのため今度は教育長に話を付けに行ったが、同じことを言われた。

そこで父は、次に教育委員会にその問題を訴える決意をした。委員会はオレンジ郡のすべての都市ではないが、いくつかの市では学校を隔離していると説明した。その中には、ガーデングローヴ、エルモデナ、サンタアナ、ウエストミンスターが含まれていた。しかし、たとえばアナハイムは子供たちを隔離しておらず、クラスを分けているところはあったが、別々の学校を設置するという隔離政策をとっていない市もあった。教育委員会は、本件が市の決定によるもので、自分たちは介入することができないと父に伝えたが、このことに父は憤慨し、これを問題視しようと考えた⁵⁷⁾。これがメンデス裁判の発端となったものである。

父は知り合いを通じて、メキシコ人に対する訴訟を扱ったことのあるユダヤ系アメリカ人のマーカス (David C. Marcus) 弁護士を紹介してもらい、訴訟を進めることにした。その際、「メキシコ人と白人の子供たちは同じ学校に行かせるべきである」といった趣旨の嘆願書を持参するため、何週間にもわたり、署名集めをした。しかし、実際にはわずかに8人からの署名を得られただけで、自分の子供たちがフーヴァー・スクールに行っている両親たちでさえも、「トラブルを避けるため」署名を躊躇する始末であった。父は「たとえ誰も署名をしようとしなくとも、正しいことをすべきである」との固い決意のもと、その署名を教育委員会宛に郵

送り、裁判所に向かった⁵⁸⁾。

父に同行していたシルヴィア氏はその際、裁判所の近くの食堂の窓に掲出してあった、一枚の貼り紙が目にとまった。そこには、「犬とメキシコ人はお断り」と書かれていた。これは学校と同様、当時一部の地域でメキシコ人たちに行われていた差別の象徴であった。幼いシルヴィア氏は、父がほかの人に気を取られて、このサインに気付かなかったことに安堵したが、同時にその言葉が自分に向けられたと考えた。そしてこの日一日、そのわずか4文字がどれほど彼女を傷つけたのかを考え、街に貼られていた「ジャップよ、帰れ」といった手書きの文字を思い出し、アキ氏がこの標語を見て、読んだらどのように思うだろうか、今の自分と同じように傷つくのではないかと考えたという。

シルヴィア氏は、父が自分たちのために懸命に動いているのを見て、「どの学校に通うことになっても、できる限りベストな生徒になりたい。両親が私のことを誇りに思えるようにしたい」と考えるようになった。この頃には学校にも慣れ、ある時父に「フーヴァー・スクールもそんなに悪くないわ。」と言うと、父は「いや違う。フーヴァー・スクールでは、生徒が成功し、高校を卒業すること、大学に行くことをだれも期待していない。フーヴァー・スクールには、生徒が自分自身で何かを成し遂げると考えている人はいない。彼らは、生徒たちが将来は畑で働くだろうと思っている。」と言い、「私はそれ以上になってほしい、子供たちみんなに。」そして「家族や自分を安物にするな。」と言葉を続けた⁵⁹⁾。

なおシルヴィア氏は、父が試訴の段階で支援を求めた全米ラテンアメリカ系市民連盟 (the League of United Latin American Citizens, 以下LULAC) が当初これを断って来た際に、初めて父が涙を流したと母から聞かされている。LULACはのちに上訴裁判において訴訟に加わり、メンデス裁判では自分たちが当初から弁護士を雇ったと主張するが、実際にはそれは誤りで、両親が弁護士を雇用したと指摘している⁶⁰⁾。

さて、シルヴィア氏の父はウエストミンス

ター学区において訴訟の準備を進めていたが、同じ頃、オレンジ郡の他の地区においても同様の目的を果たすための闘いが行われていることを知った。そこでマークス弁護士とも相談した上で、他の地区に進められている訴訟と合わせて闘うことにした。父は弁護士と共に2年間オレンジ郡内を巡り、教育委員会の会合に参加し、隔離と闘うための人々を集めた。

こうして1945年3月2日、カリフォルニア州南部地区の地方裁判所にオレンジ郡に住むラティーノの両親たちが、自分の子供たちが地元白人と同じ学校ではなく、当時隔離学校とされたメキシコ人学校への通学を強要されていたことに対して、地元の4つの学区を訴えることになった。原告にはいずれもアメリカの市民権を持つ人々が名を連ね、シルヴィア氏の父ゴンサロ・メンデス氏とシルヴィア氏のほかに、グスマン (William Guzmán) 氏と息子、パロミノ (Frank Palomino) 氏と2人の子供たち、エストゥラーダ (Thomas Estrada) 氏と6人の子供たち、およびラミレス (Lorenzo Ramírez) 氏と3人の息子たちが、それぞれサンタアナ学区、ガーデングローヴ学区、ウエストミンスター学区、そしてエルモデナ学区という4つの学区の代表となった。メンデス裁判には500人近くの人々が係わり、裁判所の記録は820ページにおよび、公聴会では74人が意見を述べた。

訴訟に加わったのは、子供を学校に通わせる親たちだけではなく、アメリカ市民自由連合 (the American Civil Liberties Union) や、全国有色人種向上協会 (the National Association for the Advancement of Colored People, 以下NAACP)、全米弁護士組合 (the National Lawyers Guild)、米国ユダヤ人協会 (the American Jewish Congress)、JACLなど、エスニック・グループの枠を超えた人権擁護団体が名を連ねて共に闘った。

そして1946年2月18日、ロサンジェルスにおいてマコーミック判事はカリフォルニア州においてメキシコ人の子供たちに対する隔離は違法であるとの判決を下したのである⁶¹⁾。

VI 結び—メンデス裁判の意義

本論文では、メンデス裁判と日系人社会との接点を中心に論じてきた。まずメンデス判決は、以下の三点において特質に値する。第1に、カリフォルニア州におけるメキシコ人をはじめとするラティーノたちが、その後隔離学校に行く必要がなくなったことである。第2に、アメリカ全土において「法律上の隔離」を学校教育の場において認めないとする画期的なブラウン判決の先例となったこと、そして第3に、メンデス判決の際にカリフォルニア州知事であったウォーレン氏が、ブラウン判決の際の首席判事であり、カリフォルニアでのメンデス判決を契機として、全米に学校での隔離は違憲であると認めさせる上で大きく寄与したことである。

さて、同裁判が起こされた背景には、カリフォルニア社会の土壌において、ラティーノ社会が日系人社会と隣接していたことによる偶発的な関係が見て取れる。すなわち第1に、メンデス家がウエストミンスター地区へ移住するきっかけとなったのは、日本人に対する強制収容という事態があったからであり、それに伴い銀行家の取り計らいで農園の借主を探していたムネミツ家と出逢い、シルヴィア氏の父は農園主になるという夢をかなえられたこと、そしてムネミツ家にとってもメンデス家との間でトラブルもなく、収容後に他人に農園を渡さずに自分の家に戻ることができたことである。

第2に、たまたまムネミツ家の農園が、かつてメンデス夫妻が住んでいたウエストミンスターにあり、そこでは第二次世界大戦当時、メキシコ系の人々は隔離学校に行くことになっていたため、これに挑むことになったことである。ただし、日系人に対する隔離教育は、当時の州法に盛り込まれていたが、メキシコ人に対する隔離教育は法律によるものではなく、「メキシコ人は隔離学校に行くことになっている」といった明文化されていない不合理的な「規則」によるものであった。

第3に、裁判を起こすにあたり、最初に金銭面

で間接的に力になってくれたのは農地を提供したムネミツ家であったが、その後の裁判においてはNAACPやJACLなど、多くの支援組織がバックアップに回ってくれたことが挙げられる。

第4に、同判決により、長年カリフォルニア州の教育法により隔離学校への通学対象者として規定されていたアメリカン・インディアン、中国人、日本人たちに対する法規も撤廃されることにつながったことである。

そして第5に、何よりも共にいわれのない差別と闘ってきたことである。隔離学校での教育を行う理由について、日系アメリカ人やメキシコ系アメリカ人であっても、英語力が劣っているとの推定が根拠に挙げられていたのであるが、実際には彼らに英語力を試すテストをすることなく、彼らが生まれながらにしてどのエスニック・グループを祖先に持つか、あるいは外見によって判断されていた。

日系人は学校教育では州法により隔離対象者として規定され、一世に対する帰化権の付与は白人および黒人でないために認められず、そのことを利用した州法により土地の購入や賃借を制限され、戦争以前からしばしば蔑称で呼ばれることもあった。一方、メキシコ人は白人と見做されていたのに、学校教育では主として各学区の判断で隔離教育が施され、そこでは母語のスペイン語を話すことさえ認められず、地域によっては土地の購入が制限され、公共施設における差別とも非暴力で闘ってきた。

このように、メンデス裁判ではメンデス家の父ゴンザレス氏の教育に対する信念と、メキシコ系アメリカ人を原告としながらも、その手法は1909年に創立されて以降、一貫して人種上の平等を求めて闘ってきたNAACPやJACLらによる力強い後押しが、原告を勝訴へと導いたと言っても過言ではない。同裁判の当事者で当時小学生であったシルヴィア氏が、勇敢な両親を尊敬し、メンデス裁判がカリフォルニア社会を変えることができた意義について地道に伝え続け、そして何より今日でもムネミツ家と親交を保ち、訴訟費用の捻出を可能にしてくれたこと

への感謝を忘れていないという事実は特筆に値する。

メンデス裁判は、もう10年早ければ成功しなかったであろうと前述のストラム上席研究員は指摘する。なぜならば、第二次世界大戦が人種差別についてのアメリカ人の思考とその戦争で戦った約35万人のメキシコ系アメリカ人に著しく影響をおよぼし、外国で闘った彼らが本国で同様の正義を希求しはじめたからであると分析している⁶²⁾。

また歴史家で、カリフォルニア州立大学ノースリッジ校で教鞭を執るアクーニャ (Rodolfo Francisco Acuña) 博士は、メンデス裁判やブラウン裁判の背景に、第二次世界大戦後、産業界が仕事の上で白人男性を優遇したことによりマイノリティへの差別が拡大し、アフリカ系やラテン系の人々の中で自分たちの権利を主張する意識が芽生えたと指摘する⁶³⁾。

すなわち、メンデス裁判の勝利は単にメキシコ系アメリカ人だけでなく、アフリカ系アメリカ人や日系アメリカ人らの力の結集によるものと考えられる。さらに執筆者が最も重要だと判断するのは、同裁判は公民権運動の先駆けとなり、メキシコ系アメリカ人の統合教育を実現させただけでなく、カリフォルニアがアメリカ領になって以降、日常的に行われてきた中国系、韓国系、日系アメリカ人らのマイノリティに対する隔離教育の終焉を意味するものであった。同裁判の判決がマイノリティ自身の覚醒につながり、ほぼ同時期に外国人土地法の撤廃や一世に対する帰化権の付与と共に、その後のアメリカ社会における事実上そして法制度上の差別を撤廃させ、アメリカにおける地位向上に寄与した功績は大きい。

ただし、メンデス判決およびその後のブラウン判決により、学校における統合教育は進んだものの、現在でも依然としてアメリカ社会には学校間に格差があることは否めない。その直接的な原因は、学校に対する資金調達を財産税に基づいて行うことにしているためである。1971年8月30日、カリフォルニア州最高裁判所はセ

ラーノ対プリースト裁判 (*Serrano v. Priest*, 5 Cal. 3d 584, 1971) において、平等権を保証した州憲法および合衆国憲法違反であるとする判決を出したにも係わらず、その2年後の1973年3月21日にテキサス州のサンアントニオ独立学区対ロドリゲス裁判において (*San Antonio Independent School District v. Rodríguez*, 411 U.S. 1, 1973), 連邦最高裁判所が教育は憲法上の基本的な権利とは言えないので、財産税に基づく各学校への資金調達制度により格差が生じていても、それは合衆国憲法修正第14条違反ではないとする判決を下したのである⁶⁴⁾。

統合教育が是認されて以降も、依然として農業をはじめ特定の産業に従事するエスニック・グループに偏りが見られ、居住場所が集中している場合には、地元の学校における特定のエスニック・グループによる占有率が高くなり、時には豊かな学校と貧しい学校との格差が生じている。これらを根本的に解決するためには、すべての学校教育に公平な資金調達とすぐれた教育者の派遣が必要である。

移民国家アメリカにおける学校が果たすべき役割は、生徒ひとりひとりが尊重され、どのエスニック・グループに分類されようとも、彼らに高等教育にまで進学できる道筋を付けることではないだろうか。今後、これらを具体的にどのように克服していくのかが大きな課題である。

注

- 1) ブラウン裁判においてウォーレン首席判事は、白人の子供たち (white children), 白人の学校 (the white schools) とし、黒人の生徒たち (Negro students), 黒人の学校 (the Negro schools), 黒人 (the Negro race) と呼称している。

なお本稿で白人と記す際には、エスニック・グループ上のコーカシアンだけでなく、コーカシアンと同様の待遇を受けていた人々を指すことがある。特に学校などの公共施設の利用において差別される場合、たとえアメリカ国籍を保有するアメリカ人であっても、肌の色など外見上メキシコ人であると見做された場合にはメキシコ人学校への入学を強要され、そうでない場合には白人と同じ

Oct. 2015

カリフォルニア州における隔離教育の終焉

- 学校への入学が認められることもあった。また支障がない限り、黒人はアフリカ系と称することとする。
- 2) JUSTIA, *Brown v. Board of Education of Topeka*, 347 U.S. 483 (1954), (https://www.law.cornell.edu/supremecourt/text/347/483#writing-USSC_CR_0347_0483_ZO, retrieved July 1, 2015).
 - 3) ロサンジェルス地方裁判所における試訴でマコーミック判事は、隔離学校は合衆国憲法修正第14条の平等条項を否定するもので、違憲であるとする判決を下していた。
 - 4) Philippa Strum, "Our Children Are Americans: *Mendez v. Westminster* and Mexican American Rights," in Kristi L. Bowman ed., *The Pursuit of Racial and Ethnic Equality in American Public School* (East Lansing, Michigan: Michigan State University Press, 2015), p. 10.
 - 5) U.S. Court House and Post Office, Los Angeles, California, American Latino, Heritage, National Park Services (http://www.nps.gov/nr/travel/american_latino_heritage/Los_Angeles_US_Court_House_and_Post_Office.html, retrieved July 4, 2015).
 - 6) 2008年10月に、執筆者が客員研究員としてカリフォルニア大学ロサンジェルス校に滞在中、同校でのハロ博士(Dr. Carlos Manuel Haro)の授業にシルヴィア氏が講演に来られた際、執筆者が直接伺った言葉。
 - 7) ウォーレン氏は、1891年にロサンジェルスで生まれ、カリフォルニア大学パークレー校では政治学を専攻、その後同校ロースクールに進学。1915年にカリフォルニア州の弁護士資格を取得。1925年以降、アラメダ郡の地方検事を務めるなどしたのち、1953年にアイゼンハワー(Dwight D. Eisenhower)大統領(第34代、1953-1961年)により、第14代連邦最高裁判所長官に任命され、ブラウン裁判における判決を下した(Biography of Earl Warren, Earl Warren College, University of California at San Diego, <https://warren.ucsd.edu/about/biography.html>, retrieved July 1, 2015)。
 - 8) カリフォルニア州議会アンダーソン(Glenn Anderson)下院議員ら4名が、1947年1月に提出した下院法案第1375号(AB 1375)。反対派は、カリフォルニアは他州とは人種の状況が異なり、特にアジア系の人口が多いことを考慮すべきであるとしたが、1947年4月10日に下院を、2ヶ月後に上院をいずれも大差で可決し、知事の署名を経て成立した(Charles Wollenberg, *All Deliberate Speed: Segregation and Exclusion in California Schools, 1855-1975*, Berkeley, Los Angeles and London: University of California Press, 1976, p. 132; Jared Wallace, *Mendez et al. v. Westminster et al.'s Impact on Social Policy and Mexican-American Community Organization in Mid-Century Orange County*, *Voces Novae: Chapman University Historical Review*, vol. 5, no. 1, 2013, <http://journals.chapman.edu/ojs/index.php/VocesNovae/article/view/630/834>, retrieved July 1, 2015)。
 - 9) ヴァレンシア教授は、論文の冒頭で「学校における人種差別撤廃に関する最も重要な法廷闘争の中で、メキシコ系アメリカ人が中心的な役割を果たしたことに気付いている人は、アメリカにはほとんどいない。そうしたケースで最も重要なのは、1946年のメンデス対ウエストミンスター裁判であり、これはカリフォルニア州オレンジ郡において、5000人以上のメキシコ系アメリカ人生徒たちのために起こされたクラス訴訟である」(Richard R. Valencia, "The Mexican American Struggle for Equal Educational Opportunity in *Mendez v. Westminster*: Helping to Pave the Way for *Brown v. Board of Education*," *Teachers College Record*, vol. 107, no. 3, March 2005, p. 389)としている。
- アギーレ上位裁判官は、「1946年のメンデス対ウエストミンスター学区などにおける裁判、および同判決を控訴した1947年のウエストミンスター学区対メンデス裁判が行われたオレンジ郡でのケースが、学校における差別撤廃のケースとして頂点に達したブラウン対教育委員会裁判に斬新的な変化を遂げる上で、重要な一歩を踏み出したということを知る人はほとんどいない」(Frederick P. Aguirre, "Mendez v. Westminster School District: How It Affected *Brown v. Board of Education*," *Journal of Hispanic Higher Education*, vol. 4, no. 4, October 2005, p. 321)と記している。
- 10) Wollenberg, *All Deliberate Speed*, pp. 108-109, 116, 125-132.
 - 11) Reynaldo A. Valencia, Sonia R. García, Henry Flores and José R. Juárez Jr., *Mexican Americans and the Law: ¡El Pueblo Unido Jamás Será Vencido!* (Tucson, Arizona: University of Arizona Press, 2005), pp. 20-29.
 - 12) たとえば David C. Gutiérrez, *Walls and Mirrors: Mexican Americans, Mexican Immigrants, and the Politics of Ethnicity* (Berkeley, Los Angeles and London: University of California Press, 1995), Angela Valenzuela, *Subtractive Schooling: U.S.-Mexican Youth and the Politics*

- of *Caring* (New York: State University of New York Press, 1999); Clara E. Rodríguez, *Changing Race: Latinos, the Census, and the History of Ethnicity in the United States* (New York and London: New York University Press, 2000), Carola Suárez-Orozco and Marcelo M. Suárez-Orozco, *Children of Immigration* (Cambridge, Massachusetts and London: Harvard University Press, 2001) などには、メンデス裁判やメンデス氏に関する記述が全く見当たらない。
- 13) 110th Congress, 1st Session, H. R. 721, October 9, 2007.
- 14) ゴンサロ氏は1913年、メキシコのチワワ州生まれ。1919年、家族と共に、メキシコ人移住の波に乗り渡米。パンチョ・ヴィラ (Pancho Villa) は俗称、本名は José Doroteo Arango Arámbula。メキシコの革命家。1878-1923年) から逃れるため、ゴンサロ氏の父の兄弟が先に渡米し、ゴンサロ氏も母と他の4人の子供たちと共にこれに続き、母の姉妹が住んでいたウエストミンスターに向かった。
- 当時、ゴンサロ氏はほかのメキシコ人たちと共に、同学区のウエストミンスターのメインスクールに通っていた。1927年もしくは1928年頃、メキシコ人の生徒は第3-5学年までは、同じ敷地にある別の校舎に隔離されることになっていた。1943年、30歳の時に帰化による市民権を獲得。メンデス家では、メンデス裁判が起こされた当時、3人の子供たちは流暢な英語とスペイン語を話し、家庭では主として英語が使われていた (*Mendez v. Westminster*, CMCS Resources for Texas Students and Teachers, <https://www.texasbar.com/civics/High%20School%20cases/mendez-v-westminster.html>, retrieved July 1, 2015)。
- 15) Congressional Record, vol. 153, no. 162 (October 24, 2007), Extensions of Remarks, E2233; Congressional Record Proceeding and Debates of the 110th Congress First House, vol. 153, pt. 20, October 22, 2007, p. 27840.
- 16) 授賞理由は、メンデス裁判において欠かせない役割を果たしたというだけでなく、同氏が長年にわたり教育の重要性について全米で主に高校生や大学生を対象とした講演活動を展開していることによるものであった (2010 Presidential Medal of Freedom Recipient, Sylvia Mendez, the White House, President Barack Obama, <http://www.whitehouse.gov/photos-and-video/video/2011/02/16/2010-presidential-medal-freedom-recipient-sylvia-mendez>, retrieved December 10, 2014).
- 17) Philippa Strum, *Mendez v. Westminster: School Desegregation and Mexican-American Rights* (Lawrence, Kansas: University Press of Kansas, 2010).
- 18) Strum, "Our Children Are Americans."
- 19) Sylvia Mendez, Interviewed by Richard Heinemeyer, City of Santa Ana Library and California State University, Fullerton, Oral History Program, April 2001 (以下 Heinemeyer Interview), p. 8. インタビューを起こした同文献によれば、サンドラ氏ที่ใช้した本のタイトルは *North of Mexico* とされているが、2015年8月29日にシルヴィア氏に直接お会いして確認したところ、これは Carey McWilliams, *North from Mexico: The Spanish Speaking People of the United States* (New York: Greenwood Press, 1968) の誤りであることがわかった。同書では、第15章100年後 (執筆者注: グアダルベ・イダルゴ条約: the Treaty of Guadalupe Hidalgo の締結から100年後) とタイトルが打たれた第3節の280-284ページにウエストミンスター訴訟について書かれている。またその冒頭には父ゴンサレス氏の氏名は記されているが、母の名前は書かれていない。
- 20) Heinemeyer Interview, p. 8.
- 21) 父のゴンザレス氏は1964年に死去されたため、当初は母のフェリシタス氏が中心に、そしてシルヴィア氏が看護師を退職後はご自身で講演活動をしてこられた。
- 22) Tricia Knoll, *Becoming Americans: Asian Sojourners, Immigrants and Refugees in the Western United States* (Portland, Oregon: Coast to Coast Books, 1982), pp. 66-67.
- 23) Winifred Conkling, *Sylvia and Aki* (New York: Tricycle Press, 2011), p. 22.
- 24) *Ibid.*, p. 68.
- 25) オレゴン州選出の共和党アンジェル (Homer D. Angell) 下院議員は、1942年3月3日、太平洋岸に大勢の日本人がいることにより深刻な脅威が迫っていると警鐘を促す演説を行い、太平洋岸にいるすべての日本人を市民であろうがなかろうが立ち退かせるよう促した (Roger Daniels, Sandra C. Taylor and Harry H. L. Kitano eds., *Japanese Americans: From Relocation to Redress*, Seattle and London: University of Washington Press, 1983, p. 88)。
- 26) Knoll, *Becoming Americans*, p. 70.
- 27) Daniels etc. eds., *Japanese Americans*, p. 124.
- 28) Knoll, *Becoming Americans*, p. 70.
- 日系アメリカ人が強制収容によって失った損害額は、およそ2億ドルと見積もられている。そのうち、戦後間もなく1948年7月2日にトルーマン (Harry S. Truman) 大統領 (第33代, 1945-1953

Oct. 2015

カリフォルニア州における隔離教育の終焉

年)の署名により成立した損害賠償請求法(the Evacuation Claims Act of 1948)や、1988年8月10日にレーガン(Ronald Reagan)大統領(第40代、1981-1989年)の署名により成立した市民自由法(the Civil Liberties Act of 1988)によって、収容を余儀なくされた日系人に対する公式な謝罪と生存者ひとり当たり2万ドルの補償金を受け取った者もいたが、その金額は損失額に見合うものではなかった。ムネミツ家は市民自由法による補償金を受け取ったが、全額を全米日系人博物館に寄付した(Conkling, *Sylvia and Aki*, p. 136)。

- 29) *Ibid.*; Heinemeyer Interview, p. 3; Strum, *Mendez v. Westminster*, p. 36; Duncan Tonatuih, *Separate is Never Equal: Sylvia Mendez and Her Family's Fight for Desegregation* (New York: Abrams Books for Young Readers, 2014), p. 5.

ムネミツ家の両親は共に高知県の出身。父は1915年、16歳の時に故郷よりも広大で肥沃な土地にある農園で働くことを夢見て、単身でアメリカに渡った。母はその後アメリカに行き、結婚したのち、南カリフォルニアに移り住み、農家となった(Conkling, *Sylvia and Aki*, pp. 26-27)。

- 30) ファースト・ネームは不詳。ガーデングローヴにあるファースト・ウエスタン銀行の行員。強制収容のため移動することになった際、ムネミツ家の父は通訳としてアキ氏の兄であるセイコ氏と一緒に、農園のことを相談しにモンロー氏を訪ねた(*Ibid.*, p. 24)。
- 31) *Mendez vs. Westminster: For All the Children/ Para Todos los Niños*, directed and produced by Sandra Robbie (November 8, 2006) (DVD).
この外国人土地法とは、ジョンソン(Hiram Johnson)州知事の指示の下、ハニー(Francis J. Haney)検事とウェブ(Ulysses S. Webb)州司法長官により練り上げられた。これにより単に日本人に対して土地所有を禁止するだけでなく、日本人を追放することに狙いがあったとされる。
- 32) Section 4 of Article XIX of the 1879 Constitution of California, quoted in Edwin E. Ferguson, "The California Alien Land Law and the Fourteenth Amendment," *California Law Review*, vol. 35, Issue 1, Article 4, March 1947, pp. 62-63. retrieved from <http://scholarship.law.berkeley.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=3652&context=californialawreview>, July 19, 2015.
なお連邦最高裁判所は、オヤマ対カリフォルニア州の裁判(*Oyama v. California*, 332 U.S. 633, 1948)において、外国人土地法を避けるために父が息子のフレッド(Fred Oyama)氏の名前を借りて土地を購入したとしても、それは違法ではないとの判決を下しており、ムネミツ家の手法

も何ら問題があるものではない。さらに、1952年にはフジ対カリフォルニア州の裁判(*Sei Fuji v. California*, 38 Cal. 2d 718, 1952)で、連邦最高裁判所は外国人が土地を購入することを禁止した法律は、合衆国憲法修正第14条の平等条項違反であるとして、カリフォルニア州以外の14州で規定されていたすべての外国人土地法についても無効であるとした(*Alien Land Law*, *Densho Encyclopedia*, http://encyclopedia.densho.org/Alien_land_laws/, retrieved July 1, 2015)。

- 33) Ferguson, "The California Alien Land Law and the Fourteenth Amendment," pp. 65-66.
- 34) 帰化権付与を巡る裁判事例として、オザワ裁判(*Takao Ozawa v. United States*, 260 U.S. 178, 1922)が挙げられる。日本生まれの一世であるオザワ氏は、20年以上アメリカに住み続けていたが市民権が付与されず、1915年に裁判に訴えたが、最高裁まで争われたものの市民権は認められなかった。その後一世に市民権が付与されることになったのは、30年後の1952年に、ネヴァダ州選出の民主党マッカラン(Paul McCarran)上院議員とペンシルヴェニア州選出の民主党ウォルター(Francis Walter)下院議員による移民法改正が行われてからのことである。
- 35) 2015年8月29日、執筆者によるシルヴィア氏へのインタビュー(シルヴィア氏のご自宅にて): Strum, *Mendez v. Westminster*, p. 159; Conkling, *Sylvia and Aki*, p. 19, 33.
後者には、シルヴィア氏がウエストミンスターに初めて行った時の印象から、アキ氏と最初に出会った時に通じた両者の想いなどが記されている。
- 36) Gloria J. Browne-Marshall, *Race, Law, and American Society: 1607-Present* (Criminology and Justice Studies) (London and New York: Routledge, 2013), pp. 36-37.
- 37) 賀川真理『サンフランシスコにおける日本人学童問題』論創社、1999年、110ページ; Joyce Kuo, "Excluded, Segregated and Forgotten: A Historical View of the Discrimination of Chinese Americans in Public Schools," *Asian American Law Journal*, vol. 5, January 1998, p. 190.
- 38) BlackPast Org., *Ward v. Flood* (1974), <http://www.blackpast.org/primarywest/ward-v-flood-1874>, retrieved July 15, 2015
- 39) 賀川『サンフランシスコにおける日本人学童問題』, 110ページ。メアリー・ワード(Mary Frances Ward)氏の学校への通学を巡って、保護者であるワード(A. J. WARD)氏がサンフランシスコ市・郡にあるブロードウェイ・グラマースクールの校長であるフラッド(Noah F. Flood)氏との

- 間で争われたもの。
- 40) Kuo, "Excluded, Segregated and Forgotten," pp. 190-194. 公立学校に通学することができなくなって以降、その代替策として、中国人は伝統的な中国の文化や価値観を教え、維持するために、中国の教員免許を持った教員による、中国における学校同様のカリキュラムを行う中国語学校か、キリスト教の学校に通うかのどちらかとなった。
- 41) 賀川『サンフランシスコにおける日本人学童問題』, 112ページ。
- 42) 1906年4月18日に発生したサンフランシスコ大震災以前は中国人小学校として利用していた建物を、9月27日に「東洋人学校」と名称だけを変更して再建した学校を指す。
- 43) 1906年10月のサンフランシスコ市・郡学務局による決議が、どのような経緯で連邦政府による介入および解決に至ったのかという点については、賀川『サンフランシスコにおける日本人学童問題』, 第3章(108-321ページ)を参照されたい。
- 44) Charles Wollenberg, "Yellow Peril" in the Schools (II), Don T. Nakanishi and Tina Yamano Nishida eds., *The Asian American Educational Experience*: (London and New York: Routledge, 1994), p. 21.
- 45) 賀川『サンフランシスコにおける日本人学童問題』, 286ページ。
- 46) Wollenberg, "Yellow Peril" in the Schools (II), p. 21.
- 47) Reginald Bell, *Public School Education of Second-Generation Japanese in California School Law of California* (Stanford, California: Stanford University Press, 1935), p. 7.
- 48) Wollenberg, *All Deliberate Speed*, p. 110.
- 49) Strum, "Our Children Are Americans," p. 11; Ruling Gives Children Equal Rights, *Mendez v. Westminster Case* (<http://mendezwestminstercase.blogspot.jp/>, retrieved July 1, 2015).
- 50) Strum, *Mendez v. Westminster*, p. 22.
- 51) *Ibid.*, p. 22-23.
- 52) Robert Alvarez Jr., "The Lemon Grove Incident: The Nation's First Successful Desegregation Court Case," *The Journal of San Diego History*, 1986, Spring, 32 (2), pp. 116-135, quoted from F. Arturo Rosales, *Dictionary of Latino Civil Rights History*, (Houston, Texas: Arte Público Press, 2006), pp. 41-42. その後、隔離学校が設置されることはなかったが、教育委員会は言語の習得に必要な補習を行うために隔離を続けたとされる。
- 53) Browne-Marshall, *Race, Law, and American Society*, p. 36.
- 54) Heinemeyer Interview, p. 3.
- 55) Conkling, *Sylvia & Aki*, pp. 3-5.
- 56) フーヴァー・スクールは、スクールバスが通る場所から子供の足で歩いて10分ほどのバリオのすぐそばにあり、牛が飼われている牧草地の隣のさびれた薄汚い羽目板で作られた建物であった。学校の周りには草むらが生い茂り、運動場には何も置かれておらず、木陰を作る木々や分厚い芝生もなかった。そして何よりも牛の臭いが鼻をつくほどであった。同校ではスペイン語を話している声が先生の耳に入ると、壁に向かって座らされた (*Ibid.*, pp. 43-44, 102)。
- 57) *Ibid.*, pp. 3-4.
- 58) *Ibid.*, pp. 61-65. 署名が集まらない理由として、父は「多くの人々は教育委員会に挑戦することを恐れている」、「もし学校の現状を変更するために立ち上がった場合、自分たちの職を奪われ、メキシコに送り返されることを心配している人々もいる。フーヴァー・スクールはバリオの近くにあるので、そこに行かせたいと思っている人たちも多くいる」と分析した。そして、彼らは自分の子供たちが、自分たちと同じような生活を送ることだけを考えている。すなわち、低賃金で働き、若くして子供を持ち、決して声を上げず、未来にできることは過去と同じようなことだけであるとする生活である。」とシルヴィア氏に語った。
- 59) *Ibid.*, pp. 61-66.
- 60) Heinemeyer Interview, p. 4.
 マーカス氏は、リヴァーサイド地区でメキシコ人の子供たちが特定の日にしかプールに入ることが許されなかったり、メキシコ人が公園に立ち入ることを禁止された事例を扱い、勝訴したことがあった。父はジョージア(旧グルジア)からアメリカに渡り、マーカス氏は1904年にアイオワ州で生まれ、ニューメキシコ大学、カリフォルニア大学ロサンジェルス校を経て、1927年に南カリフォルニア大学ロースクールを修了し、ロサンジェルスのメキシコ領事館で短期間仕事をしたのち、独立をした。妻はポルトガルとスペインの家系のメキシコ人移民である (Strum, *Mendez v. Westminster*, pp. 39-40)。
- 61) Strum, *Mendez v. Westminster*, p. 61.
 メンデス家は、上訴が行われる以前にサンタアナに戻った。父は、シルヴィア氏ら3人の子供たちを迷わず街の先にある白人学校に入学させて送り迎えをした。この時学校側は訴訟の動向を知り、入学を拒否しなかった。しかし、その学校で彼らは一部の白人の子供たちからメキシコ人であるとしていじめにあった。そのため、シルヴィア氏は白人の学校では自分たちが歓迎されていないと知り、つらい思いをしたという (Heinemeyer

Oct. 2015

カリフォルニア州における隔離教育の終焉

Interview, p. 7)。

62) Strum, "Our Children Are Americans," p. 23.

63) Rodolfo Francisco Acuña, *U.S. Latino Issues* (Westport, Connecticut and London: Greenwood Press, 2003), p. 88. アクーニャ博士は、多くのマイノリティは教育を受けていないために、復員軍人救援法 (G. I. Bill) により大学に進学するという恩恵を受ける資格がなく、住宅開発業者は、同法に

よるローンを利用して、ラティーノが人種差別を行っていない地域 (integrated areas) に家を持つことを認めなかったとされる。

64) 賀川真理『カリフォルニア政治とラティーノ—公正な市民生活を求めるための闘い』晃洋書房, 2011年, 16, 245-246ページ。

(2015年7月17日掲載決定)